国道又は自動車専用道路における新設の連続鉄筋コンクリート舗装版工事の施工実績

優：設計舗装面積５万㎡以上の実績有り
良：設計舗装面積４万㎡以上の実績有り
可：上記実績無し

・評価項目に関する証拠書類の写しを総合評価資料に併せて提出すること。
・共同企業体の構成員としての施工実績は、出資比率20%以上の場合のものに限る。(乙型の共同企業体としての実績は、協定書の分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。この場合、協定書の写しを総合評価資料に併せて提出すること。なお、現場代理人としての実績においては、この限りではない。)
・ＮＥＸＣＯ以外の施工実績は、国、地方公共団体、公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（平成12年11月27日法律第127号）第２条第１項の政令で定める法人であること。
・配置予定技術者を複数予定する場合は、全ての者の提出を求め、その中で最低の評価となる者を評価対象者とし、点数を付与する。ただし、複数の者の配置が確定できる場合に限り、その内の最高の評価となる者を評価対象者とし、点数を付与する。
・共同企業体を構成する場合は、構成員のいずれか１者が該当すれば評価する。

㈢　簡易な施工計画の評価について

評価項目　大項目　⑤　工事目的物の性能・機能に関する事項
中項目　性能・機能
小項目　品質管理

評価指標　アスファルト舗装表層工の品質向上対策について、期待できる効果を含めて記述する。※アスファルト混合物の配合の変更又は混合材の添加等が伴う材料自体の変更と発注者が判断した技術提案は不採用とする。

評価項目　大項目　⑥社会的要請に関する事項
中項目　特別な安全対策
小項目　安全対策

評価指標　現場従事者に対する安全対策について、期待できる効果を含めて記述する。

技術提案は、評価項目毎に２提案以内とし、３提案以上の場合は、不採用とする。技術提案が１提案もない場合は不適格とする。なお、技術提案の枚数は、提案数に係わらず説明図面及び写真等を含み評価項目ごとにＡ４版片面２枚以内とし、全体でＡ４版片面４枚以内とし、規定枚数を超えた場合は不採用とする。

提案は、１施工技術を用いた内容で１提案とする。ただし、複数提案を組み合わせなければ効果を発揮できないなど、一体不可分の内容となっていると発注者が判断したものは、１提案とみなす。

ただし、提案を組み合わせることにより、より効果が発揮される場合であっても、複数提案と発注者が判断したものは、不採用とする。

以下の例のような提案は複数提案とみなし、全て不採用とする。

【複数提案とみなす例】

技術提案：○○による作業従事者の安全対策
実施方法等：●●を設置する。
　　▲▲を実施する。
　　■■を配置する。

それぞれが独立した施工内容で、一体不可分でなく、１提案内に複数提案がある。

※交通保安要員の追加配置と発注者が判断したものは不採用とする。
※車線規制に用いる規制材の追加・変更と発注者が判断したものは不採用とする。
※技術提案の実施において第三者協議が必要と発注者が判断したものは不採用とする。
※技術提案のうち、過度に費用がかかると発注者が判断したものは不採用とする。

技術提案の評価指標は下記のとおりとする。

優　技術提案が適切であり、優れた工夫がみられる。
良　技術提案が適切であり、工夫がみられる。
可　技術提案が適切であるが、標準的である。
不可（不採用）　技術提案が求めた内容に合致していない、若しくは、提案内容が不適切である。

⑶　評価点の付与方法　評価項目の項目別配点は、評価指標により優／良／可を判定し、判定結果に応じ次のとおり付与する。

㈠　企業の評価について

【判定方式】

①　企業体制
・技術評価点（10点）優10点・良５点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優１点・良0.5点・可０点

②　企業の施工実績（新設のアスファルト舗装工事）
・技術評価点（10点）有10点・無０点
・総合評価点算出用（α：0.1）有１点・無０点

㈡　配置予定技術者の評価について

【判定方式】

③　技術者の施工実績（新設のアスファルト舗装工事）
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

④　技術者の施工実績（新設の連続鉄筋コンクリート舗装工事）
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

㈢　簡易な施工計画の評価について

【判定方式】

⑤　工事目的物の性能・機能に関する事項（品質管理）
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

⑥　社会的要請に関する事項（安全対策）
・技術評価点（20点）優20点・良10点・可０点
・総合評価点算出用（α：0.1）優２点・良１点・可０点

評価項目の評価については、各提案の平均値により評価する。

（評価例）

Ａ社の技術提案項目に対する提案（２提案）の各評価点が20（優）・10（良）の場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝30（点）／２（提案可能数）＝15.00点

Ｂ社の技術提案項目に対する提案の評価点が20（優）１提案のみの場合

当該技術提案項目に対する技術評価点＝20（点）／２（提案可能数）＝10.00点

⑷　落札者の決定方法　技術評価資料に記載された内容の評価による技術評価点に係数αを乗じた値と契約制限価格の範囲内にある入札書の価格により算定される価格評価点に0.5を乗じた値とを加算した総合評価点の最も高い者を落札者とする。

総合評価点数の算出方法は、以下のとおりとする。

①　総合評価点：（技術評価点×α）＋(価格評価点×0.5)
　αの値は「0.1」とする。

②　技術評価点：各評価項目における項目別配点の合計点（満点100点）

③　価格評価点：０（０≦Ｐ＜0.5Ｌ）
　((Ｐ／Ｌ×100)－50)／（Ｘ／Ｌ－0.5)（0.5Ｌ≦Ｐ＜Ｓ）
　100－200（Ｐ／Ｌ－Ｘ／Ｌ)（Ｓ≦Ｐ≦1.0Ｌ）
　ここに、Ｐ：入札書に記載の価格(入札価格)　Ｌ：契約制限価格　Ｘ：調査基準価格以上の最低入札価格　Ｓ：調査基準価格
　ただし、入札価格が全て調査基準価格を下回る場合は、Ｘ／ＬをＳ／Ｌとする。

⑸　⑷において、総合評価点の最も高い者が２者以上あるときは、くじ引きにより落札者を決定する。

⑹　配置技術者に関する事項　技術評価資料に記載された配置予定技術者の配置が困難となった場合に、評価の対象とした配置予定技術者の評価を満たさない技術者が配置された場合は、請負工事成績評定点を最大５点減点及び契約書に基づく請負代金額の減額を行う。また、契約違反としての措置を講ずる場合がある。